

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改 正 案

現 行

(事業方法書の記載事項)

第八条 法第三条第一項の免許の申請者（以下この条から第十条までにおいて「免許申請者」という。）は、次に掲げる事項を法第四条第二項第二号に掲げる書類に記載しなければならない。

一～八
(略)

(事業方法書の記載事項)

第八条 法第三条第一項の免許の申請書（以下この条から第十条までにおいて「免許申請者」という。）は、次に掲げる事項を法第四条第二項第二号に掲げる書類に記載しなければならない。

一～八
(略)

2 免許申請者は、特別勘定（法第百十八条第一項の規定により設ける特別の勘定をいう。以下この章から第五章までにおいて同じ。）

を設ける場合においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、特別勘定を設ける保険契約が、第八十三条第一号イからカまでのいずれかに掲げるものに該当する場合においては、第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

- 1 特別勘定を設ける保険契約の種類
- 2 特別勘定に属する財産の種類及び評価の方法
- 3 保険料の全部又は一部を特別勘定に振り替える日

- 1 特別勘定を設ける保険契約の種類
- 2 特別勘定に属する財産の種類及び評価の方法
- 3 (新設)
(略)

(事業方法書等の審査基準)

第十一條 法第五条第一項第三号亦に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一〇三 (略)

三の二 次に掲げる保険契約のうち、令第四十五条第一号から第四号までに掲げる場合のいずれかに該当するため法第三百九条第一項に規定する申込みの撤回等を行うことができないものにあっては、特定早期解約（保険契約の解約のうち、当該保険契約の成立の日又はこれに近接する日から起算して十日以上の一定の日数を経過するまでの間に限り、解約により保険契約者に払い戻される返戻金の計算に際して、契約者価額から控除する金額を零とし、及び当該保険契約に係る費用として保険料から控除した金額の全額を契約者価額に加算するものをいう。第五十三条の十二において同じ。）を行ふことができる旨の定めがあること。ただし、法第三百九条第一項第二号から第五号までに掲げる場合若しくは令第四十五条第五号から第八号までに掲げる場合のいずれかに該当するため当該申込みの撤回等を行うことができない場合、又は令第四十五条第一号から第四号までに掲げる場合のいずれかに該当する場合において当該保険会社が当該申込みの撤回等に応じる旨の定めがある場合は、この限りでない。

イ 第七十四条各号に掲げる保険契約

ロ 解約による返戻金の額が、金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る変動により保険料の合計額を下

(事業方法書等の審査基準)

第十一條 法第五条第一項第三号亦に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一〇三 (略)

(新設)

（図る）こととなるおそれがある保険契約（イに掲げるものを除く。）

ハ 保険金、返戻金その他の給付金（以下「保険金等」という。）
の額を外国通貨をもつて表示する保険契約（イ又はロに掲げるもの
のを除く。）

四〇七 （略）

（法第九十七条の二第一項に規定する資産の運用額の制限）

第四十八条 法第九十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める資産は、総資産（特別勘定又は積立勘定（第三十条の三第一項（第六十三条において準用する場合を含む。）の規定により設ける勘定をいう。以下この条及び第四十八条の三において同じ。）を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。以下この条、第四十八条の三及び第四十八条の五において同じ。）のうち次に掲げる資産とする。

一 国内株式（保険金等の額を外国通貨をもつて表示する保険契約に係る資産（他の資産と経理が区分されているものに限る。以下この条及び第一百四十条において同じ。）にあっては、当該資産のうち当該外国通貨をもつて表示する株式）（前条第六号の二に掲げる出資を含む。）

（法第九十七条の二第一項に規定する資産の運用額の制限）

第四十八条 法第九十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める資産は、総資産（特別勘定又は積立勘定（第三十条の三第一項（第六十三条において準用する場合を含む。）の規定により設ける勘定をいう。以下この条及び第四十八条の三において同じ。）を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。以下この条、第四十八条の三及び第四十八条の五において同じ。）のうち次に掲げる資産とする。

一 国内株式（保険金、返戻金その他の給付金（以下「保険金等」という。）の額を外国通貨をもつて表示する保険契約に係る資産（他の資産と経理が区分されているものに限る。以下この条及び第一百四十条において同じ。）にあっては、当該資産のうち当該外国通貨をもつて表示する株式）（前条第六号の二に掲げる出資を含む。）

四〇五 （略）

二〇五 （略）
205 （略）

(特定早期解約と保険契約の申込みの撤回又は解除との調整)

第五十三条の十二 保険会社は、特定早期解約を行うことができる旨の定めがある保険契約について、当該保険契約の申込みの撤回又は解除に係る書面が特定早期解約を行うことができる期間内に到達した場合には、当該書面を発した者に対し、特定早期解約を行うか否かの意思を確認するための措置を講じなければならない。

(事業の方法書の記載事項)

第一百二十条 (略)

2 免許申請者は、日本において特別勘定（法第二百九十九条において準用する法第二百八十八条第一項の規定により設ける特別の勘定）を設ける場合において、「特別勘定」という。」を設ける場合においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、特別勘定を設ける保険契約が、第二百六十一条第一号イからリまでのいずれかに掲げるものに該当する場合においては、第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

2 免許申請者は、日本において特別勘定（法第二百九十九条において準用する法第二百八十八条第一項の規定により設ける特別の勘定）を設ける場合において、「特別勘定」という。」を設ける場合においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(事業の方法書の記載事項)

第一百二十条 (略)

おいては、第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

一 特別勘定を設ける保険契約の種類

二 特別勘定に属する財産の種類及び評価の方法

三 保険料の全部又は一部を特別勘定に振り替える日

3 (略)

(削る)

(新設)

一 特別勘定を設ける保険契約の種類

二 特別勘定に属する財産の種類及び評価の方法

(新設)

4 | 3 免許申請者は、日本における保険業に係る業務又は事務（第二百四

十一條に規定する業務の代理又は事務の代行に係るものに限る。)を保険会社又は外国保険会社等に委託する場合においては、第一項各号に掲げる事項のほか、当該業務又は事務を記載しなければならない。

(事業の方法書等の審査基準)

第一百二十四条 法第百八十七条第五項において準用する法第五条第一項第三号ホに規定する内閣府令で定める基準は、第十一条各号に掲げる基準とする。この場合において、同条第三号の二中「第七十四条各号」とあるのは、「第一百五十三条各号」とする。

(業務、経理に関する規定の準用)

第一百六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五及び第五十二条の六から第五十三条の十二までの規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第一百九十九条において準用する法第一百十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備

(事業の方法書等の審査基準)

第一百二十四条 法第百八十七条第五項において準用する法第五条第一項第三号ホに規定する内閣府令で定める基準は、第十一条各号に掲げる基準とする。

(業務、経理に関する規定の準用)

第一百六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五及び第五十二条の六から第五十三条の十一までの規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第一百九十九条において準用する法第一百十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備

金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第一百三十九条、第一百四十条及び第一百四十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第一百三十九条、第一百四十条及び第一百四十条の三並びに第一百六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「第七十四条第一号イ及び第三号」とあるのは「第一百五十三条第一号イ及び第三号」と、同項第一号中「保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。第五号から第七号までにおいて同じ。）」とあるのは「保険契約」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第一百九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第一百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三

金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第一百三十九条、第一百四十条及び第一百四十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三、第四十八条の五」とあるのは「第一百三十九条、第一百四十条、第一百四十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第一百三十九条、第一百四十条及び第一百四十条の三並びに第一百六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「第七十四条第一号イ及び第三号」とあるのは「第一百五十三条第一号イ及び第三号」と、同項第一号中「保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。第五号から第七号までにおいて同じ。）」とあるのは「保険契約」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第一百九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第一百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三

条の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の四中「特定関係者（法第八条第一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三条の六において同じ。）」とあるのは「特殊関係者（法第一百九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の五中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「特定関係者」とあるのは「特殊関係者」と、第五十三条の六中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第一百九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十二条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、「第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第一百八

条の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の四中「特定関係者（法第八条第一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三条の六において同じ。）」とあるのは「特殊関係者（法第一百九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の五中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「特定関係者」とあるのは「特殊関係者」と、第五十三条の六中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第一百九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十二条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、「第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第一百八

十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは、「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは、「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは、「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは、「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは、「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは、「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは、「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは、「法第八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは、「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会」とあるのは、「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは、「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは、「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは、「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは、「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは、「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは、「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは、「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは、「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは、「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは、「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは、「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは、「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは、「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは、「法第八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは、「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会」とあるのは、「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは、「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは、「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは、「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは、「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは、「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは、「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条 法第二百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇五 (略)

六 保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、その顧客が行う当該保険契約の申込みが法第三百九条第一項に規定する保険契約の申込みの撤回等を行うことができない場合（同項第一号から第五号まで及び令第四十五条第七号に掲げる場合並びに当該保険契約の引受けを行う保険会社が当該申込みの撤回等に応じることとしている場合を除く。）に該当する場合において、当該顧客に対しその旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該顧客から当該書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ることにより行わず当該保険契約の申込みをさせる行為

七〇十九 (略)

2〇8 (略)

(保険契約の申込みの撤回等ができない場合)

第二百四十一条 令第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 郵便を利用する方法

二 ファクシミリ装置その他これに準ずる通信機器又は情報処理の用に供する機器を利用する方法

(削る)

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇五 (略)

六 保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、その顧客が行う当該保険契約の申込みが法第三百九条第一項に規定する保険契約の申込みの撤回等を行うことができない場合（同項第一号から第五号まで及び令第四十五条第六号に掲げる場合並びに当該保険契約の引受けを行う保険会社が当該申込みの撤回等に応じることとしている場合を除く。）に該当する場合において、当該顧客に対しその旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該顧客から当該書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ることにより行わず当該保険契約の申込みをさせる行為

七〇十九 (略)

2〇8 (略)

(保険契約の申込みの撤回等ができない場合)

第二百四十一条 令第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 郵便を利用する方法

二 ファクシミリ装置その他これに準ずる通信機器又は情報処理の用に供する機器を利用する方法

三 預金又は貯金の口座に対する払込みによる方法

三 保険会社等又は外国保険会社等（免許特定法人の引受社員を含む。）が設置した機器を利用する方法

附 則

この府令は、平成十九年六月一日から施行する。ただし、第八条第一項の改正規定及び第一百二十条第四項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

四 保険会社等又は外国保険会社等（免許特定法人の引受社員を含む。）が設置した機器を利用する方法